

## 玉川大学研究データポリシーの解説と補足

本解説は、玉川大学研究データポリシーの全体像を把握するために必要な事項を説明するものであるが、今後も必要に応じて改正を重ねていく予定であること、ご留意いただきたい。

### 1. 目的

玉川大学（以下「本学」という）の研究データポリシーに基づき、本学における研究データの適切な管理・公開・利活用および研究者と本学の責任と役割について、基本的な考え方を以下のように定める。

### 2. 研究データの定義

研究データとは、研究活動を通じて取り扱うデータをいう。デジタルか否かは問わない。収集または生成したデータだけでなく、それらを解析または加工して作成したデータも含まれる。研究活動で取り扱うデータとして、「観測データ」、「試験データ」、「調査データ」、「実験ノート」、「メディアコンテンツ」、「プログラム」、「標本」、「史資料」、「論文」、「発表予稿」、「講演資料」等がある。なお、教育活動で取り扱う「教科書」、「配布資料」、「講義スライド」、「講義映像」、「補助教材」、および、それらを作成するための素材等を研究活動に流用したデータは、研究データに含まれる。

本ポリシーが対象とする研究データには、学外の研究者や講師が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における研究活動を通して収集または生成したデータも含まれる。学生が教育を受ける上で収集または生成したデータは含まれない。

本学研究者が、以前に在籍した機関で収集または生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

### 3. 研究データの管理・公開・利活用

研究データを収集または生成した者は、原則として、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令および本学の規程上許される範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）には、それらを害してはならないという制約を受ける。

研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等、研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することをさす。

本ポリシーでは、研究データに関わる一連の行為の中でも、「研究成果による社会貢献」を重視し、研究データの「公開」と「利活用」を推進する。ここでいう研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることを意味する。

#### 【関連規程等】

- ・学校法人玉川学園個人情報保護規程
- ・学校法人玉川学園特定個人情報取扱規程
- ・玉川大学研究倫理規程
- ・玉川大学安全保障輸出管理規程 等

#### 4. 研究者の責務

研究者とは、本学において研究活動を行う者をいい、教職員、学生、大学院生、または、その他の者とする。

教職員とは、本学と雇用関係にある者をいい、教員、研究員、事務職員等をさし、雇用形態は、常勤・非常勤を問わない。

学生、大学院生とは、本学教職員の指導の下で研究活動を実施している学生、大学院生をさす。学生、大学院生の研究データは、指導する教職員が適切な指導を行い取り扱うこととする。

その他の者とは、本学以外の機関に属する者、共同研究者、特別研究員等が含まれる。その他の者の研究データは、担当教職員が適切に取り扱うこととする。

研究者は、上記「研究データの管理・公開・利活用」に記載した通り、研究データの「公開」と「利活用」について、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めるように努める。

また、本学研究者でなくなった後の研究データの取扱いは、当該研究者があらかじめ決定しなければならない。

#### 5. 機関の責務

本学は、本学所属の研究者に対して、以下を実施する。

- (1) 研究データを管理するためのデータプラットフォームを提供する。
- (2) 研究データ管理計画等、研究データの管理に関する計画や行動を支援する。
- (3) 研究データを公開するためのデータリポジトリを提供する。
- (4) 公開する研究データのメタデータ作成を支援する。
- (5) 研究データの共同研究や産学連携、アウトリーチ、授業等での利活用を支援する。
- (6) 研究データに関する契約、法務等を支援する。
- (7) 研究データ管理の取組みを奨励し、また実績を評価する。
- (8) 研究データの管理、公開、利活用に関わる規程・実施要項等を定める。
- (9) 研究データの管理、公開、利活用に関して啓発する。

#### 6. その他

社会状況や学術状況の変化あるいは法および倫理的要件の変化、本学の研究データポリシーの改訂に応じて、適宜本ポリシーの解説と補足の見直しを行うものとする。